

新たな

北海道では、活力ある水産業の構築を目指し、平成 14年3月に「北海道水産業・漁村振興条例」を制定し、 この条例に基づく施策を総合的かつ計画的に進めるた めに、平成20年3月に「北海道水産業・漁村振興推進 計画(第2期)」を策定しました。

第2期計画策定後5年が経過し、東日本大震災による甚大な被害や原発事故による水産業への影響、ホッケや秋サケなど主要魚種の減産、漁業者の減少・高齢化や厳しい漁業経営、トドやオットセイなどの海獣による漁業被害の増大など、水産業・漁村をとりまく情勢も大きく変化しています。

新たな振興推進計画の策定

これらの情勢の変化などを踏まえ、本道の水産業が将来にわたり魅力ある産業として発展できるよう、平成25年3月に「北海道水産業・漁村振興推進計画(第3期)」を策定しました。

この第3期計画では、次の5つの基本的な方針に基づき、今後10年程度の展望のもと5年間(平成25年から平成29年)の取組を示しています。

- ・水産資源の持続的な利用と栽培漁業の推進
- ・人材の育成・確保と魅力ある漁業経営の展開
- ・安全・安心な水産物の安定供給と競争力の強化
- ・環境と調和した水産業の展開と安全で活力ある漁村の構築
- ・水産業・漁村が有する多面的な機能の発揮と道民理解の促進

計画の目標(漁業生産の目標)

資源管理や栽培漁業の取組強化、漁業経営体の育成や就業者の確保などの施策を総合的かつ計画的に進め、漁業生産を維持増大させ、約143万トンを生産目標とします。なお、生産目標の達成に向けては、漁業経営の安定が基本となることから、経営対策や消費流通対策などの取組を併せて推進していきます。

北海道水産林務部総務課水産企画グループ

第1 計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨

「北海道水産業・漁村振興推進計画」(以下、「計画」という。)は、「北海道水産業・漁村振興条例」(平成14年3月29日北海道条例第3号。以下、「条例」という。)第7条の規定に基づき、条例に掲げている道が講ずる基本的な施策を、総合的かつ計画的に進めるために策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、中長期的な視点に立って、条例の目的 を実現するために水産業・漁村の振興に関する施策の 基本的な事項及び漁業生産の目標等を示すものです。

また、この計画は北海道行政基本条例第7条に基づき策定する、道政の基本的な方向を総合的に示す「新・北海道総合計画」に沿った、特定分野別計画として位置付けられるものです。

3 計画策定の手法

計画の策定に当たっては、条例の規定に基づき、道 民の方々の意見や北海道水産業・漁村振興審議会の意 見を聴いて策定しています。

4 計画の期間

この計画では、水産業・漁村をめぐる情勢の変化や、 国の水産基本計画、道の新・北海道総合計画との整合 を勘案し、今後10年程度(おおむね平成34年)の展望 のもと、当面5年間(平成25年度から平成29年度)の 取組を示しています。

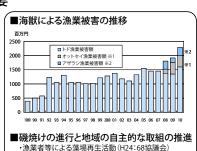
なお、大きな社会経済情勢の変化があった場合など、 期間内においても必要に応じて計画を見直すこととし ます。

北海道水産業・漁村振興推進計画(第3期)の概要

■本道周辺海域の資源水準は低位安定 ・主要魚種であるホッケ、秋サケ、コンブが減産傾向 ホッケ H17:13.9万トン → H22: 8.2万トン 秋サケ H17:18.1万トン → H22: 12.8万トン ■栽培漁業の進展 ・ニシン(日本海) H17:1,067トン → H22: 2,251トン ・マツカフ H17: 16トン → H22: 174トン ・マツカフ H17: 16トン → H22: 174トン ・マツカフ H17: 16トン → H22: 2,251トン ・マツカフ H17: 16トン → H22: 2,251トン ・マツカフ H17: 16トン → H22: 3,000 分 3,000

■漁業者の減少・高齢化と厳しい漁業経営
・毎年4%(600人)程度の漁業就業者が減少

- 毎年4%(600人)程度の漁業就業者が減少
 燃油等の高騰 A重油 H22.10: 66.9 → H25.1: 86.6円/%
 漁船の老朽化 平均船齢: 23船(20船以上漁船は全体の7割)
 本海漁家所得 H19: 2.973千円 → H22: 2.709千円
- ■東日本大震災と原発事故による影響 ・過去最大の水産被害→道内 318億円 ・放射性物質モニタリング (3合魚種570検体 H24.12現在) ・輸出への影響 中国向けなサケ H22:55千トン→H23:15千トン 種間向けスケトヴラ H22:28千トン→H23:14千トン
- 水産物の消費低迷(魚離れ)・家庭の年間魚介類購入金額 H19:9.2万円→H22:7.9万円



基本的 な 方針

主な

ഗ

展開

方向

現状

I 水産資源の持続的な利用 と栽培漁業の推進

■水産資源の適切な管理及び秩序 ある利用

- ○ホッケ(道北系群)やスケトウダラ (日本海)などの資源管理の推進
- (ロ本海)なこの貞源旨達の推進 ○取締機関等との連携や漁業取締船 の建造・配備による密漁取締体制

■栽培漁業の推進

- ○コンブの生産増大や秋サケ資源の回復・安定
- ○ナマコやニシン(日本海)の種苗放 流の拡大
- ○産卵藻場や増殖場、魚礁などの計 画的な整備

II 人材の育成・確保と魅力 ある漁業経営の展開

■担い手の育成確保や女性・高齢者の活動の促進

- ○漁業研修所や漁業現場での研修などによる担い手の育成確保
- ■安定的な水産業経営の育成
- ■安定的な水産業経営の育成○漁業経営安定対策や老朽化漁船対策の促進
- ○漁業経営の共同化・協業化の 促進

■協同組合組織の経営の安定○経営不振漁協への経営改善 指導の推進

Ⅲ安全・安心な水産物の 安定供給と競争力の強化

■安全かつ良質な水産物の安定 的な供給

- ○放射性物質や貝毒などの的確 なモニタリング
- ○流通拠点漁港やHACCP等に対 応した流通加工施設の整備

■水産物の競争力の強化

- ○新たな商品開発や学校給食へ の導入による消費の拡大
- ○海外でのPR、水産エコラベルの 取得やEU-HACCP認定の促進 などによる輸出の回復・拡大

IV環境と調和した水産業 の展開と安全で 活力ある漁村の構築

■水産資源の生育環境の保 全及び創造

- ○磯焼け対策や流木等の回 収・処理対策の推進
- ■環境と調和した水産業の 展開
- ○トド等の海獣による漁業 被害防止対策の推進 ■快適で住みよい漁村の
- 構築 一岸壁の耐震化など漁港・
- 漁村における防災・減災 機能の強化
- 機能の強化 ■活力ある漁村の構築 ○都市と漁村の交流促進、

離島漁業の振興

V水産業・漁村が有する 多面的な機能の発揮 と道民理解の促進

■道民理解の促進

- ○多面的機能の発揮と総合 的なPR活動の展開
- ○出前授業や学習教材の 提供など食育の推進

■水産業の振興に関する技術の向上

- ○道総研と連携した技術開発や調査研究の推進
- 発や調査研究の推進 ○地域のニーズに対応した 技術普及の推進

計画の目標(漁業生産の目標)

漁業生産量 H22年140万トン→H34年 目標 143万トン (すう勢 127万トン) 漁業生産額 H22年 2,557億円→H34年 目標 2,814億円 (すう勢 2,452億円)

第2 水産業・漁村の振興に関する基本的な方針

- 1 水産業・漁村をとりまく情勢の変化
- (1) 我が国の社会経済情勢の変化

① 東日本大震災による甚大な被害

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、東北地方を中心に全国で甚大な被害がもたらされ、水産関係では漁港、漁船、養殖施設などに1兆2千億円を超える被害があり、本道においても300億円を超える被害が発生しました。

国内有数の漁業生産基地が形成され、水産流通・加工業が発達した東北地方が被災したことにより、漁業生産の減少や流通加工機能の低下に伴う輸入の増加など、全国の水産業に大きな影響があらわれています。

② 原発事故による水産業への影響

東京電力福島第一原子力発電所の事故(以下「原発 事故」という。)により、大量の放射性物質が大気中や 海などに放出されたことから、食品の国内検査体制の 強化や諸外国の輸入規制など、水産業にも影響があら われています。また、原発事故を契機に太陽光や風力 などの再生可能エネルギーの重要性が高まっています。

③ 少子高齢社会の到来

我が国は、少子高齢化が急速に進行していますが、 特に、今後は地方の過疎化や高齢化が加速すると予想 されており、漁村においては、漁業就業者等の減少・ 高齢化により、地域社会の活力の低下が懸念されてい ます。

④ 経済のグローバル化による影響

我が国とアジア諸国等との間で関税撤廃等を行う EPA/FTA交渉が進むなど、水産物の貿易自由化が拡 大しているほか、ロシアのWTO加盟(平成24年8月) やTPP協定に関する動きもみられます。また、先進国 における健康志向の高まりなどにより、今後も世界の 魚介類の需要は増加するものと見込まれています。

(2) 水産業をめぐる情勢の変化

① 資源管理・漁業所得補償対策の開始

国は、計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象 として、一定以上の減収が生じた場合に減収を補填す る漁業共済制度等を活用した新たな「資源管理・収入安定対策」と、漁業経営に大きな影響を与える燃油等の価格高騰に備えた「コスト対策」を組み合わせた「資源管理・漁業所得補償対策」を平成23度から導入しました。

② 消費者の魚離れ

魚介類と肉類の国民1人1日当たりの摂取量を比べると、魚介類の摂取量は年々減少し、平成21年には肉類が魚介類を逆転したほか、これまでは若年齢層で肉類の摂取量が多かったものが、近年は中高年齢層にも同様の傾向が見られるようになり、今後は人口の減少と相まって水産物消費の低下が懸念されています。また、「食の外部化や簡便化」の拡大など、消費者のニーズはますます多様化しています。

③ 新たな水産基本計画等の策定

平成24年3月に閣議決定された国の水産基本計画では、東日本大震災からの復興を改めて位置付けるとともに、資源管理・漁業所得補償対策を中核施策と明記し、10年後の加入率を9割とするなど、収益性の高い漁業経営の実現を目標に掲げています。また、6次産業化の取組の加速、水産物の消費拡大、水産業・漁村が有する多面的機能の発揮などの施策を展開することにより、水産物の自給率を70%(平成34年)まで引き上げることを目標としています。

2 本道水産業・漁村の現状と課題

本道は我が国最大の水産物供給基地であり、将来にわたって、安全かつ良質な水産物を安定的に供給することが期待されています。また、水産業は本道の基幹産業であり、漁村地域などの経済社会の維持安定に重要な役割を果たしていますが、本道水産業・漁村は様々な課題を抱えています。

(1) 水産資源の持続的な利用と栽培漁業の推進

本道周辺海域の資源水準は、おおむね安定して推移 していますが、主要魚種である秋サケやホッケ資源な どの低迷により、漁業生産量は減少しています。この ため、道北系群のホッケや日本海のスケトウダラなど の資源管理を推進するとともに、秋サケやコンブの生 産回復、さらには、新しい栽培対象魚種の事業化など、 海域の特性に応じた栽培漁業の安定的な推進が必要と なっています。

(2) 人材の育成・確保と魅力ある漁業経営の展開

本道の漁業就業者数は、毎年4%(600人)程度の減少が続いています。また、漁業経営については、漁業生産の減少、燃油・資材の高騰、漁船の老朽化など厳しい状況に置かれています。このため、漁業後継者の確保や老朽化した漁船の更新など、生産体制を強化するとともに、高付加価値化の取組や漁業経営の効率化、資源管理・漁業経営安定対策の活用などにより、魅力ある漁業経営の展開が必要となっています。

(3) 安全・安心な水産物の安定供給と競争力の強化

原発事故により、消費者の「食」の安全・安心に対する関心が国内外で高まっており、近年増加傾向にあった輸出量も減少しています。

このため、道産水産物の放射性物質等のモニタリングの強化により、安全性の確保に万全を期すとともに、消費者や輸出先の理解を深めることが求められています。また、国内では家庭における魚介類の消費が減少傾向にあることから、魚食普及や販路拡大など、道産水産物の消費拡大が必要となっています。

(4) 環境と調和した水産業の展開と安全で活力ある漁村の構築

近年、トドに加えてアザラシやオットセイなどの海 獣による漁業被害が20億円を超えるなど、深刻な問題 となっていることから、漁業被害対策の強化が求めら れています。また、磯焼け漁場の回復や漂流・漂着物 の回収・処理など、水産資源の生育環境を保全すると ともに、東日本大震災の経験を踏まえた漁港・漁村に おける防災・減災機能の強化が必要となっています。

(5) 水産業・漁村が有する多面的な機能の発揮と道民 理解の促進

生態系の保全や国境監視、海難救助など、水産業・ 漁村が有する多面的機能を発揮するため、漁業者等に よる藻場・干潟の保全活動などの公益的な取組を一層 活発化するとともに、都市と漁村の交流・共生や食育などを通じた消費者と生産者との連携の輪を広げるなど、水産業・漁村に対する道民理解の促進が必要となっています。

3 施策推進の基本的な方針

条例の基本理念にのっとり、近年の水産業・漁村を 取り巻く情勢変化や課題を踏まえ、次の基本的な方針 に基づき取組を進めていきます。

(1) 水産資源の持続的な利用と栽培漁業の推進

水産資源の回復・増大を着実に図るため、精度の高い資源評価に基づく資源管理の取組や秩序ある資源利用を促進するとともに、種苗放流事業の効果的な推進や漁場の計画的な整備など、海域の特性に応じた栽培漁業を積極的に推進していきます。

(2) 人材の育成・確保と魅力ある漁業経営の展開

漁業の将来を担う後継者を確保するとともに、努力が実を結び安定した収入が確保される魅力ある漁業経営を展開するため、収入安定対策やコスト対策による漁業経営の安定、他産業と連携した付加価値向上の取組などを推進していきます。

(3) 安全・安心な水産物の安定供給と競争力の強化

消費者に安全・安心な水産物を安定供給するため、 放射性物質等のモニタリングを的確に実施するととも に、生産や流通の拠点となる漁港・流通加工施設の整 備を進めていきます。また、魚食普及などによる消費 拡大、ブランド化や国内外における積極的な販路拡大 の取組など、道産水産物の競争力の強化に努めていき ます。

(4) 環境と調和した水産業の展開と安全で活力ある漁村の構築

豊かな水産資源を育む水域環境を保全するため、植 樹や藻場・干潟の維持保全などの活動を進めるととも に、トド等の海獣による漁業被害対策を推進していき ます。また、快適で活力ある漁村づくりを進めるため、 東日本大震災を踏まえて防災施設等の整備や都市と漁 村の交流を促進していきます。

(5) 水産業・漁村が有する多面的な機能の発揮と道民 理解の促進

本道の水産業・漁村が果たす公益的な役割について、 道民の理解を深めるため、漁業者、市町村、学校関係 者及び市民団体等と連携しながら、食育や漁業体験な どと併せ水産業・漁村についての総合的なPR活動を 展開していきます。

4 施策展開にあたっての留意点

(1) 適切な役割分担

施策の効率的な推進にあたっては、国や市町村、水 産関係者などとの適切な役割分担や連携協力が不可欠 なことから、関係機関等との情報交換や施策提案など に努めていきます。また、環境保全や漁村振興、地産 地消等の取組においては、関係機関に加え市民団体、 地域の住民や農林業など他産業とも連携を図りなが ら、取組を進めていきます。

(2) 道民理解の促進

水域環境の保全や遊漁における秩序ある漁場利用、 余暇活動におけるルールづくりなどは、道民の理解と 協力の下に進めていくことが不可欠であり、また、水産物の消費においても道民全体の積極的な役割が期待されています。道民自身が水産業・漁村を支えるという視点に立ち、水産業の振興などに自発的に関わっていけるよう、水産関係者や市民団体などの多様な主体と連携を強化して道民理解の促進に努めていきます。

(3) 円滑な事業の推進

水産業・漁村の振興を図る上で、法制度などの整備も重要となることから、国の所管事項については、必要な制度改正や新たな事業創設を求めていきます。道としても、国と連携しながら、制度の検討や整備に努めるとともに、政策評価による事業の点検・見直しなど、円滑に事業が進められるよう努めていきます。

第3 施策の展開方向

条例に示す13項目の基本的施策と計画の基本的な方針は、次のような大きな関係にありますが、個々の施策の効果をあげるため、相互の有機的な連携を念頭に置いて取組を進めていくこととしています。

北海道の活力ある水産業と豊かな漁村(はま)づくり

《北海道水産業・漁村振興条例の3つの基本理念》

I 将来にわたっての安全かつ良質な水産物の安定供給

Ⅱ地域を支える活力ある産業としての水産業の発展

Ⅲ水産業の基盤のみならず自然とのふれあいなど多様 な機能を発揮する漁村の発展

《計画の5つの方針》

☆水産資源の持続的な利用と 栽培漁業の推進

- ①水産資源の適切な管理 及び秩序ある利用 ②栽培漁業の推進
- 《条例が示す(13)の項目》

☆人材の育成・確保と魅力 ある漁業経営の展開

- ③担い手の育成確保や女性・ 高齢者の活動の促進 ④安定的な水産業経営の育成
- ④安定的な水産業経営の育成 ⑤協同組合組織の経営の安定

☆安全・安心な水産物の安定 供給と競争力の強化

- ⑥安全かつ良質な水産物の 安定的な供給 ⑦水産物の競争力の強化
- ☆環境と調和した水産業の展開と 安全で活力ある漁村の構築
- 8水産資源の生育環境の保全 及び創造
- ⑨環境と調和した水産業の展開 ⑩快適で住みよい漁村の構築
- ⑩快適で任みよい漁村の種 ⑪活力ある漁村の構築

☆水産業・漁村が有する多面的 な機能の発揮と道民理解の促進

- ②道民理解の促進 ③水産業の振興に関する技術
- ※ 計画の全文は北海道庁のHPで閲覧することができます。 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/kcs/suisan-group/s-keikaku/3ki. htm